株式配当金振込指定書（新規・変更・廃止）

アイザワ証券株式会社 御中　　年　　月　　日

この振込指定を株式会社証券保管振替機構を通じて会社（株主名簿管理人）に取り次いでください。

ご氏名	

※下記「ご記入上のご注意」、裏面「振替株式等（上場株式等）の配当金のお受け取り方法について」および「株式数比例配分方式ご同意事項」を参照のうえ、ご記入ください。

【配当金受領方式】次の□欄のいずれかに☑をしてください。

□ ① **株式数比例配分方式**　私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、裏面の「同意事項」に同意のうえ、株式数比例配分方式により受領いたします。

□ ② **登録配当金受領口座方式**　私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、登録配当金受領口座方式により受領いたしますので、全額下記指定のとおりお振込みください。

□ ③ **個別銘柄指定方式**　次の銘柄（貴社に開設する振替口座簿に記録されている銘柄に限る）の私名義の配当金は、全額下記指定のとおりお振込みください。

銘柄コード	銘　柄　名	銘柄コード	銘　柄　名

→ ②、③の場合、次のいずれかの振込口座指定欄をご記入ください。

銀行口座	金融機関名	本支店名	預金種目	口座番号
	（コード　　）	（コード　　）	1.普通/総合 2.当座 3.その他	

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、振込用の店番・口座番号をご記入ください。通常貯蓄貯金口座は配当金受取口座に指定することはできません。

【ご記入上のご注意】

1. この振込指定書は、株式数比例配分方式及び登録配当金受領口座方式の場合は、株主様1名につき1枚ご記入ください。（振替株式等が記載又は記録されているひとつの証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。）
個別銘柄指定方式を選択される場合は、銘柄のご指定欄に複数銘柄を記載することにより複数の銘柄について銀行等預金口座を指定することができます。（この個別銘柄指定方式は、提出先の証券会社等の振替口座簿に記録されている銘柄に限りますので、該当の証券会社すべてに提出してください。）同一銘柄を複数の証券会社等において保有している場合には、証券会社等ごとに異なる銀行等預金口座を指定することはできません。
2. この振込指定書は、必ず当社のお取引店にご提出ください。
3. 当社所定の本人確認手続きをおこなわせていただきます。
4. すでに個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、株式数比例配分方式または登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取り扱います。
5. 登録配当金受領口座方式または個別銘柄指定方式をご指定の場合には、金融機関名、本支店名、預金種目、口座番号も明記してください。なお、記載内容に誤りがあった場合は、配当金が入金されない場合があります。（ご指定された金融機関名、本支店名、預金種目、口座番号の確認は、最後に振込指定書を提出された証券会社等にお問合せください。
6. 登録配当金受領口座方式または個別銘柄指定方式をご指定の場合において、銀行等預金口座を変更される場合や配当金受領方式を変更する場合は、新たに振込指定書をご提出ください。この場合は、表題の変更に〇をお付けください。この振込指定書が配当金の基準日までに当社に提出されない場合は、ご指定の配当金お支払方法が次回からの適用となる場合があります。

【社用欄】

部店	口座番号	扱者

扱者	登録	内管責任者	部支店長

受付印

ご本人様確認書類記号

／

(2024.10)

振替株式等（上場株式等）の配当金のお受け取り方法について

振替株式等※の配当金（端株処理代金などを含みます）のお受け取り方法は、以下の株式数比例配分方式、登録配当金受領口座方式もしくは個別銘柄指定方式のいずれかを指定することができます。いずれも指定されない場合は、株主様のお届出住所に配当金領収書が送付され、配当金支払事務をおこなう金融機関で配当金を受け取ることができます。

※振替株式等とは、振替株式その他の株式会社証券保管振替機構の株式等の振替制度における取扱対象の有価証券等のことをいいます。

１．株式数比例配分方式

株式数比例配分方式は、証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という）の口座に記載または記録された振替株式等の数に応じた配当金を、その証券会社等の口座において受領する方式です。

この方式を指定されますと、所有されるすべての振替株式等（他の証券会社等の口座で所有の振替株式等を含みます。）の配当金がこの方式で支払われます。このため、一部の銘柄について、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式もしくは配当金領収証による支払いを選択することはできません。

なお、所有される振替株式等の一部または全部が特別口座に記載または記録されているときまたは口座を開設している証券会社等のなかに株式数比例配分方式による配当金受領方式を取り扱っていない証券会社等がある場合は、株式数比例配分方式を指定することができません。

＜株式数比例配分方式ご同意事項＞

株式数比例配分方式を指定する場合は、次の事項に同意していただく必要があります。

１．株主様ご名義の振替口座簿に記録又は記載された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当社に委託すること
２．株主様が他の証券会社等において振替株式等を所有する場合は、当該他の証券会社等の口座に記録又は記載された振替株式等の数に応じた配当金の受領を、当該他の証券会社等に委任すること及びその旨を当該他の証券会社等及び株式会社証券保管振替機構に振替制度の階層構造を通じて通知すること。
３．配当金を代理して受領する証券会社等の名称、証券会社等の配当金受領口座及び証券会社等ごとの受領割合等について、会社による配当金の支払のつど、株式会社証券保管振替機構が会社（株主名簿管理人）に通知すること。
４．会社が株主様の受領すべき配当金を、株式会社証券保管振替機構が会社に通知した証券会社等に対して支払った場合は、会社の配当金支払債務が消滅すること
５．証券会社等が代理受領した配当金は、証券会社等の定める振替株式等に関する約款に従い株主様ご名義の口座に入金すること（入金は取引残高報告書等でご確認ください）

２．登録配当金受領口座方式

登録配当金受領口座方式は、あらかじめ指定した１つの銀行等預金口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。

この方式を指定されますと、所有されるすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等預金口座に支払われます。このため、一部の銘柄について、株式数比例配分方式、別の銀行等預金口座の振込指定若しくは配当金領収証による支払いを選択することはできません。（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、当該種類株式の配当金もご指定の銀行等預金口座に振り込まれます）

３．個別銘柄指定方式

個別銘柄指定方式は、所有される振替株式等の銘柄ごとに指定した銀行等預金口座で、振替株式等の配当金を受領する方式です。

株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式をご指定の株主様が、個別銘柄指定方式に変更される場合は、表面“☑③個別銘柄指定方式”を指定いただくことにより、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式の指定廃止届とさせていただきます。（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、その配当金も同様に、ご指定の銀行等預金口座に振り込まれます）